

## 第7回交渉会 会議録

日 時 平成27年8月21日(金) 9:30~11:30

場 所 みそら自治会集会所ホール

出席者(みそら)廣畠自治会会长、山口副会長、青柳副会長、日和事務局長、狩野総務部長、大野財政局長、

森田対市交渉委員、小川対市交渉委員、辻対市交渉委員

(市)本田環境経済部部長、宇田環境経済部次長、荒木廃棄物対策課長、上原副主査、池田主事

大野主事

### 市職員紹介（省略）

○みそら

それでは早速今日は前回言っていたところを回答説明いただこうかしら。

○市

はい。おはようございます。それでは早速お手元のほうにA3用紙のものとA4の2枚綴りのものを配布させていただきました。これは8月5日付にて提出されましたものに対しまして文書回答させていただくものです。記以降でございますが、まず地元同意を得るためのスケジュールという事で具体的な提案をしたらどうかというような点でございますが、地元の皆様方、吉岡地区の同意を得るための今後の予定でございますが、計画のリーフレットあるいは建物のイメージ図等をこれからお示ししていきたいと考えております。それから2点目でございます。山鹿市の調査から、計画に何を反映したのかというご指摘でございますが、山鹿市と当市はまったくいわゆる前提条件といいますか都市計画決定のやり方あるいは山鹿市は市民参加条例というものを持っておりませんので市民参加手続きがまったく必要ない。あるいは山鹿市は外部の諮問機関を持っていない事から、山鹿市と当市では条件が非常に異なっているという事で山鹿市のものをそのまま反映するという事はできない。それから移転を前提とした整備スケジュールについてはのちほどご説明いたしますので飛ばします。次に一般廃棄物処理基本計画の見直しにかかる期間という事ですけれども、この1年というものは市民公募の期間も入れて1年で、9か月は第1回ごみ処理対策委員会の開催から答申までかかる期間という事でございます。次に4番目の現在のごみ処理対策委員会についてという事ですが委員につきましては既に任期が切れておりますので、公募委員については9月1日号の市政だよりにおいて市民公募の掲載を予定しております。同時にホームページなどでも広報してまいります。それから最近の開催状況という事でございますが、記載のとおり平成22年11月18日、23年3月17日、23年4月26日、23年5月19日という事で、この時点では再資源化物集団回収事業にかかる補助金交付についてと生ごみ処理機等購入補助助成事業の今後の方針についてという事で開催しております。それから24年2月8日と2月15日は廃棄物処理手数料の改定という事で開催しております。次にスケジュールでございますが、一般廃棄物処理基本計画の見直しは、これは27年度中の諮問を予定しております。平成27年度ものこりわずかとなつてしましましたけれども早急に諮問をしてまいりたいと考えております。それからごみ処理施設整備基本構想、循環型社会形成推進地域計画、ごみ処理施設整備基本

計画につきましてはまたスケジュールのところでご説明させていただきますが順次策定をしていく予定でございます。次に5番目の諮問から答申までの期間短縮する方策という事でございいますが、諮問から答申までの期間を短くする方策につきましては、資料の短期間での収集、それから原案の作成といったものを短い期間で作成する。それからもう一点としてごみ処理対策委員会を開催した際には集中的に審議をしてもらうという事で期間を短縮するというような方策をとってまいりたい。次にPFI事業導入検討委員会審査委員会につきましては施設建設費が10億円を超える事業が対象でございますがこれまで四街道市で10億円を超える施設建設がございませんでしたのでPFI導入手続きは行われていない。従って導入検討委員会や審査委員会というものは設置されておりません。選任時期と審査内容についてはPFI事業導入検討委員会のVFM試算が可能な時期という事になります。それからPFI事業導入検討委員会は民間事業者参入可能性調査の取り組みについての是非、PFI導入についての是非、特定事業の選定の是非等についての検討、協議を行います。仮にですけれどもPFIを導入するとなった場合は審査委員を選任し、審査委員会は実施方針、要求水準書、それから落札者設定基準などを審査又は意見を行い同時に事業者の審査選定についても行ってまいります。次に7番目の環境アセスの早期実施につきましては、生活環境影響調査はフィールド調査を経てその結果を取りまとめます。フィールド調査は早期に実施する事は可能ですか予測あるいは評価につきましては新ごみ処理施設の機種が決まりませんとガス量やガス濃度、排ガスの拡散計算ができません。という事でフィールド調査だけを早期に実施する意味がないという事でございます。次にA3のスケジュールでございますけれどもこれは前回の皆様のご意見等も踏まえまして検討しなおした結果でございます。まず2番目の地元同意でございますが基本合意、要は基本的に吉岡地区にごみ処理施設を建設してもいいですよという基本合意をまず取りつけてまいりたい。その後に最終合意、いわゆる操業協定につながってくるものでございますがこれをごみ処理施設の整備基本計画を進める中で操業協定を最終的には決定してまいりたい。というふうに修正をしております。それから4番目と5番目のごみ処理施設の整備基本構想あるいは循環型社会形成推進計画、これは可能な限り前倒しをさせていただいております。それからそれにあわせて基本計画については1マス分3か月前倒ししております。それから併せて7番目の基本設計の部分でございますがこれも6か月短縮して2年以内に決めたい。8番目の事業方式の選定という事ではさきほど申し上げましたがPFIの可能性があるのかないのか、施設整備基本計画と併せて算定をしてまいりたい。9番目については仮にVFMが出てなおかつPFIを導入していくという場合は9番目は実施していくという事になります。これはPFIに限らずDBOの場合もこれを実施する。公設公営の場合は必要ない。次に10番目の生活環境影響調査につきましても期間を短縮しております。それにあわせて用地造成あるいは造成工事の期間もそれにあわせてずらしてございます。結果としては8年目の第1四半期で事業が終了するというようなスケジュールの見直しをしてございます。説明につきましては以上です。

○みそら

DBOは何の略ですか。

○市

これは公設民営型 D=デザイン B=ビルト O=オペレーション でございます。

○みそら

具体的にはどういう事が。

○市

建物を建てるのは市で、それを一括して長期間民間に運営を任せるというものでございます。通常は例えばいろんな契約の形態、運転の委託ですとか保守の委託ですとかあるいは修繕が発生すればその都度修繕の契約をするといったようなものをすべてまとめて例えば20年間分を一括して契約してしまうという事。その期間設定については機種選定を行っていく中でも議論される。機種によっては20年持たないという機種もございますのでそれが15年になったりという事もございます。そういうような契約形態でございます。

○みそら

指針がありますから検討はする訳ですよね。PFIについては正直下火になつてもうやりたくないと。

○市

可能性という意味では民設民営型と公設民営型と公設公営型という事でパターンとしてはこの3つになろうかと思います。この3つについては検討します。ただこの前ご説明申し上げましたとおり下火になってきているという事実でございます。

○みそら

指針がある限り検討はするのですよね。

○市

検討しないと市民の皆様に対しても説明できませんから。

○みそら

わかりました。

○みそら

10億円というのは施設建設に10億円という事か。

○市

おっしゃる通りです。

○みそら

周辺整備、道路などは入らないという事ですか。

○市

はい。民間の活力を導入する訳ですから民間は例えば民設民営でいきますとお金を銀行から借りてこなければなりません。そして施設を運営してそれで企業を成り立たせている訳ですから。実際にはごみ処理施設に関して言いますとＳＰＣという特定目的会社というのを作つてもらう訳です。それで市からの委託収入等でまかなっていくと。道路がなぜ対象にならないのかといいますと道路はお金にならないですよね。有料道路は別かもしれません。施設でなければ収入がありませんと会社として成り立たない。

○みそら

今聞いたのは過去にやったかどうか。

○市

過去にはおそらくないと思います。

○みそら

検討はしていないのか。検討する項目がなかったという事か。

○市

そもそも10億を超える施設というものはこれまで四街道市には指針ができて以降はないと思します。ただ学校等はありますけれどもこれはもう義務教育施設でございますので。

○みそら

市役所の前の駐車場になっているところに何かを建てるという事で高橋市長が計画をして建てるという話があったがその時は。

○市

やっていないと思います。構想の段階でもう終わってしまった。

○みそら

PFIは条例であるのでやってもいいとは思いますけれども時間をかけていいのかというのを疑問過去にやっています。現施設を建設した時に検証している。全然VFMが出ないという結論が出ている。知っていますか。

○市

概ねは。

○みそら

概ね知っているのか知らないのか。

○市

やったというのは。

○みそら

なぜさつきはやっていないと言ったのか。

○市

細かい部分まではじいたというのはやっていないと。

○みそら

正確にいいなさい。

○市

申し訳ございません。

○みそら

ごみ処理施設を対象にやっているのだから。PFIの可能性はないという結論で良い訳です。スケジュールでいくとこの期間は3年目以降にいろいろやっているけれどもこれをいかにして前倒しするかというのがひとつの期間短縮のやり方ですよ。ここらへんが全然考慮されていない。ひとつひとつ聞いていきますけれども地元同意を得るためのスケジュールは来年の9月というのは変わっていないですね。この間、臨時総会もしくは1月の初集会で合意を得たいと考えているという事に関してはいかがか。

○市

確かに前回そういう希望がある旨の説明をさせていただきました。そのご内部でも検討したところ前回のお話し合いの時に皆様方からしかるべき絵を書いていかないと吉岡としても合意をする術がないから4番の基本構想や5番の地域計画はやはり合意を得る前に着手するべきだという事でまずは内部で結論づけました。4番と5番それから6番の施設整備の基本計画でかなり具体的な絵が出てまいります。ですからこの4番と5番と6番を行う過程で吉岡の人たちに極力参画していただきながらあるいは参画していただかない人たちには地元説明会などでフィードバックしながら地域の理解を得ていって、6番が終わるまでは操業協定を含めた最終合意に至ろうというコンセンサスを内部で、あるいは吉岡区のご意向はこれから打診しなければいけませんけれども恐らく吉岡の方々もある程度のものがなければ賛成をする術がないという事をおっしゃるのは明白だという事で、それは皆様方のご指摘のとおりだと理解いたしましたので、この地元合意の二段書きになっております基本合意と最終合意なのですけれども最終合意は申し上げましたとおり操業協定を結んでオッケーだよというところの決定が4番、5番、6番をやりながらやるという事です。基本合意というものが何をもって基本合意というのかというところはまだこの計画に基づいて吉岡区の人たちとお話をしておりませんので基本合意ができないかもしれないけれども最終合意までは得られるようにこの期間で何とかできるという見込みを立てた訳です。基本合意が前回申し上げましたように臨時総会あるいは1月の吉岡の定期総会で基本合意というものが得られるのであればそれは越した事はないというスタンスですけれども吉岡の人たちがまず基本合意だ最終合意だといつても果たしてそれを理解していただけるのかというような心配もあるものですから最終的には3年目の6月までの間で合意をしていただきたいと思っていますという事をこれから吉岡区に持ちかけていきたいと思っています。ここで二段書きにしてあるどいうのはこれは合わせて1本というふうに理解していただければなと思います。

○みそら

要するに1月目指しているという事は変わらないという事ですよね。そしてその時にここに書かれている中で整備基本計画だけが少し遅れると。この理由は。

○市

ごみ量や人口予測が確定しないとスタートさせられないと基本構想の中でもある程度の絵が固まってこないと基本計画に移れないという事からなるべくかぶせてこれくらいならスタートできるだろうというところにしてございます。

○みそら

次の7番の基本設計に関わる事で前倒し期間短縮を図らないと期間は短くならない。特にこのあとに7番がくるという事であれば。

○みそら

いまどういう事が決まらないとと言ったのか。

○市

ごみ量や将来人口。ごみ量はごみの排出量の予測です。これは予測をたてていく訳ですけれどもいくつかごみが変動していくという要素がございます。これから一般廃棄物処理基本計画を見直していく訳ですが大きな要素のひとつとして有料化というものがございます。可燃ごみを有料化して市民の皆様に負担していただきましょうというような事をやるかやらないかで将来ごみ量の予測というものはかわってまいります。もちろん人口もございますけれどもこれにつきましては大型開発等があまりございませんがごみの有料化は変動していく要素としては大きいです。千葉市などではもうすでにスタートさせております。

○みそら

有料化をした場合としなかった場合とプログラム化されているかと思いますけれどもデータを入れていけば最大どれくらいというのがすぐ出てくると思うのですけれども。並行的に進めていければどんどん評価できるのでは。

○市

評価はできますけれども結果的には決定しなければいけない訳です。

○市

5番に循環型社会形成推進地域計画というものがございます。この中でどういったごみ量をどのように分別をしてどのようにリサイクルをしたいのかという事を県を通じて環境省に提出して四街道市としてはこういったごみ処理行政を行いたい。についてはこういった規模のこういった機種のこういつ

た施設が必要であるから交付金をいただきたいという事をお願いするための計画です。その中でごみ量というのは決定的に重要ですしごみの減量化の政策としてどのような取り組みを行うのかという事は非常に重要な要素でございます。その中でやるかやらないかはわからないけれどもとりあえず交付金をくださいというの通らないと思います。

○みそら

ごみ有料化のタイムスケジュールはどのように考えているのか。

○市

パブリックコメントというものが必須。これは30日間の意見の募集を経て意見があがってまいりましたらそれを整理して市の対応方針を報告する。6月、7月くらいには有料化の原案を。

○みそら

委員の決定は。

○市

2週間の公募期間。委員が出揃えばすぐに委嘱。それから広報の中では11月1日に委嘱したいと。

○みそら

9月1日に公募するんでしょ。

○市

公募委員会が予定では10月の20日前後。通常は1か月くらい募集期間を設けるのですけれども私どもは急いでおりますので2週間で。公募委員の選任についても早くしてくれというお願いもしております。

○みそら

公募委員は誰が決めるのか。

○市

公募の選任は副市長が委員長。

○みそら

それを早くしてもらう事はできないのか。

○市

いま申し上げましたように早くしてもらっております。

○みそら

そうするとこのごみ処理基本計画というのはもっと前倒しになるのですか。

○市

最終答申がさきほど6月から7月と申し上げましたので、この9月まで線が引いてあるのは市民参加手続きを含めて決定したということを含めて決定したという事で9月までとしているところです。諮問機関の最終答申が6、7月と。

○みそら

パブリックコメントというのは何名くらいでやるのか。

○市

これは意見提出手続きでございましてホームページや広報に市としてこういう計画を策定しましたがこれに対するご意見はございますかというものを30日間募集する訳です。ですから相手方は四街道市民。いろんなご意見を書面だったりメールだったりで所定の手続きを経てあげていく。あがってきたものを整理して市としての対応方針を決定して報告していくというのが意見提出手続き。

○みそら

明日からできるじゃないか。

○市

いや。計画案を皆様方にお示しする訳でございますので。計画案ができあがらないとこれができない。

○みそら

今年の3月の時点からそういう計画をやってなきやいかんじやないか。我々の知らない場所でこういうものがいっぱい出てくる訳です。なぜ3月から準備していないのか。

○市

計画なら計画を作るひとつの過程でございますので。

○みそら

計画を策定するためにはそういう意見を聞かなければいけない訳でしょう。我々に説明する以前からそういうものをやっておけばいいじゃないか。

○市

計画の原案ができてはじめて提出手続きができる訳ですから。

○みそら

なぜこの時期にやるのか。やらないといけないとわかっているなら3月でしょと。2月に投票があつたんだから。見直しは土地が決まろうが決まらなかろうがたてられる訳ですから。それをなぜやらなかつたのか。全体的に遅れてる。有料化はどういうふうに決めていくのか。そんなに簡単に決まるものではない。来年の6月くらいに答申と言っているけれどもとてもできない。議会の承認も市民の理解も必要。どれくらいの期間を考えているのか知らないけれどもいつまでたっても決まらない。全然進まない。有料化は1年はかかる。

○市

おっしゃる通り。1年ないし2年はかかると思う。有料化の実施をこのごみ処理基本計画の中で確定するのではなくて将来何年頃に実施というふうに位置付けて。

○みそら

それが決まらなければできない。ごみの量が決まらないと出せないというのはおかしい。そんなもの待っていたらいつまでたってもできない。

○市

例えばひとつの案として3年後を目途に有料化を実施したいという事を決めていければ。

○みそら

そういう事が決まるかどうかわからないけれどもそういう考えもありますという事で進めるだけだろ。3年後を目途にするけれどもやるかどうかはわからない訳だろ。

○市

3年後か5年後かわかりませんけれどもひとつの目途という事です。

○みそら

そういう事からするとそんなにきちんと決めなくても進められるのではないかという事。

○市

さきほど申し上げましたのはひとつの予測する要素のひとつだと。

○みそら

その要素が決まらないとダメだと言っていたじゃないか。ばかにするな。

○みそら

言葉を使い分けている。有料化だって2年くらいかかるという話ですからそれが決まらなければ前へ進まないというならそれを要素の中に入れておけばいい。それは要素のひとつに過ぎませんという訳だから。言葉に一貫性がない。

○みそら

見直しは何が必要かというのを全然聞いていない。ごみの排出量。人口。前から言っているように27年度というのは中間期。この時期に何を見直したいのか。1年近くもかけてパブリックコメントまで実施してなんで1年もかけないといけないのか。

○市

なぜ今やらなければならないのかと申しますとご存じのとおり概ね5年で見直すという事がござります。

○みそら

5年の見直しを1年かけるのかという話。

○市

1年というのは市として市民の皆様のご意見をお伺いしなければならないという事と諸手続き。

○みそら

27年度というのは中間期であって5年ごとの見直しはやっていなかった訳でしょう。

○市

概ね5年という事ですから必ず5年でやりなさいという訳ではございません。

○みそら

やっていなかった事を今やってもいいというのはいいのがれ。

○市

見直しをなぜやらなければいけなかつたかというと時代背景等がございますのである一定期間で計画を見直す必要はあるのかと。

○みそら

具体的に何を見直すのか。

○市

さきほごみ量というお話をさせていただきましたがごみ量を予測するには収集方法であるとか有料化であるとか施策によって変わってしまいます。人口ももちろんそうです。社会情勢であるとか。例えば景気がよければ購入しますので。

○みそら

国が予測しても無理な事を君がやるのか。

○市

あくまでも計画なので今の時点でどういくかというものはある程度予測するというものです。それは計画なのでその通りにいくというものではございませんが予想できる範囲でこうなるのではないかというものを定めるものです。

○みそら

それは一般的な話でしょ。もっと短期間で結論は出るでしょ。その程度の事なら景気の動向がどうこうじゃなくてもっと簡単じゃない。すぐにできる。

○市

仮に分別方法を変えるとなった時に今の収集体系に問題があつてそれを私たちの意見と皆様方の考え方を実際にこういう出し方をしているけれどもこういう問題があるのではないかというようなお考えをお伺いしたりする訳です。

○みそら

分別方法に問題があるという認識はございますか。

○市

可燃ごみに雑紙が混入しているというような問題は認識しています。それをどのようにリサイクルに回して可燃ごみを減らすかというような問題を解決していくかなければならないのでそういうところの議論は必要。

○みそら

それが今必要なのかという事と何を具体的に見直すのかという事。

○市

基本的には全部です。収集方法から今たてている計画については全部。

○みそら

環境省から5年ごとに見直せと言っているのはあの冊子全部をきれいに作り直せと言っているのか。

○市

法令用語では確かに「見直し」という言葉になっているのです。すべからく見直しという言葉になつてゐるのですけれども県の指導によりますと新たな計画の策定だというのが望ましいという指導。

○みそら

過去にそういう事をやつていた訳だ。平成21年3月に。

○市

その前が14年度、その前が8年度。

○みそら

出ている冊子が21年の前が15年。その時から5年ごとに冊子を新しくしてきたのか。

○市

しております。

○みそら

5年ごとに全部してきているのか。

○市

概ね5年ごとに。

○みそら

それで一番の直近では27年3月に出ているはずだな。その数字でいいじゃないか。

○市

27年の中間目標としてこれくらいのごみの減量化をしましようよというような計画はたてています。

○みそら

実施計画も去年の見直しで出てるよね。

○市

今年度のはじめです。実施計画は4月。

○みそら

その見直しはどこに反映しているのか。

○市

実施計画というのは一般廃棄物処理基本計画とは扱いが違います。今年度これくらいのごみを処理する予定ですかよというものが長期計画とはちょっと違います。今の計画はあくまでも平成21年に確定した計画ですのでそれを今回見直しますという事です。

○みそら

27年まで見通していた計画だった訳ですか。

○市

21年3月に策定した計画の中では27年にはこのくらい減量していましょうというような目標はたてています。

○みそら

27年に中間報告をするというような内容。21年3月の冊子には27年度には移転の考えがありますというような事も書いてある。27年の予測というのは移転を前提に作っているのかなとそういうふうに思った。

○市

21年3月に策定したものは建設とは記載しておりません。

○みそら

書いてないけれども移転をしなけりやいかんと。

○市

引用いたしますと広域か単独かの方向性を早急に決定する必要があると。建設ということで直接記載はございません。

○みそら

だからここから出なきやならんという事で書いたんだろ。そのためにごみの処理量だとか何だとかを念頭に置いて作っているんだろ。へんな言葉尻をとらえて言うな。自分がやっていることを考えろ。何を言っているんだ。

○みそら

ここには27年4月1日には移転しなければならないという事で書いてある訳だ。そこで大きく変わるべき可能性はあった訳だ。そういう訳で21年3月には移転という事で動いているのにここにきて移転じゃなくなっているからややこしくなっている。

○みそら

これを今本当にやる必要があるのかがずっと疑問に残っている。全部見直すという事になっている訳ね。

○市

その通りです。法律の逐条解説では計画の改訂や策定では計画策定となっている諸条件に大きな変動があった場合にはという事で記載がございます。

○みそら

移転は27年3月31日までに移転するんだよ。その前に作るという話だろ。違うのか。確認書はどうなっているか。

○市

継続操業のお願いをさせていただきました。

○みそら

それはお願いであってそのお願いが通らなかつたらどうしたのか。

○みそら

やらないといけなかつた事をやっていない。

○市

継続操業のお願いをさせていただいた時に移転の計画をたてろという事をおっしゃっているのですか。

○みそら

それまでは移転が前提だった訳だよ。市長のお願いなんていふのは市長の個人的な考え方な訳でしょう。前の市長の平成19年の時に操業停止しますという形できちんと契約した訳です。その後に今の市長がきたのですけれどもやる気がないから結局そういう形で我々のほうにもう一回確かめてくれという事で住民の考えが変わるんじやないかという期待を持ってお願いという形がある訳です。だからあなたがたは市民が言っている契約のほうを重視しなければならないんです。個人的なお願いというのは何ら実行力もないし有効性もない。

○みそら

お願いというのを出したからいいだろといふのはおかしいだろと言つてゐる。

○市

あくまでも19年の確認書が前提でございますので。

○みそら

そうですよ、それがみんな前提なんですよ。契約を実行しようとする氣があつて、こちらのほうの総会にかけて変わるんじやないかと私は思つんだけどね。市長は住民の意見が変わるんじやないかってそういう意見があがつてたんじやないかと思うよ。それであつてさ、逆に違う結果が出たというの私はそのとおりの結果だと思うよ。本来は前から言つてゐる様に、27年の3月までにきちんと前向きに契約したとおりにね、その実行に向けて皆さんへのきやいけなかつたわけよ。それを頑張んないで、自分の考えをこちらのほうに変えてくれという形でやつたから、こういうふうに問題がグシャグシャになってくるの。はじめから皆さん一生懸命やろうとすればこんな疑いを買つていがみ

合う話ではないけど、対立しなくて済んだわけよ。

○市

対立の前に不信感というかなしいものになってしまったということは、我々の責任ではございますので。

○みそら

そう。あなたがたの責任。市長はああいうふうに考えたけどね、市長それはおかしいでしょと言えなくてもね、約束のほうがあれでしょ、ちゃんと約束というものがあって社会が成り立っているわけだから、その約束が破られてくれれば、不信感だけしか残らないでしょ。

○市

そうですね。

○みそら

市長は我々との間では全面的に同意しますと言ってるんだよ。その言葉はいま我々が新たに～を作っているような捉え方をしているわけだよ市長のことはそういうものに一切応えてくれないから。そうなのに皆さんの行動なり答弁は市長のそういう思いを汲んでやっているとは思われないんだよ。質問に対する答え方、計画性。さっきなんだ市民パブリックどうのこうの言っていたけど、本気でそういうものを考えているか、疑問なんだよ。市長はタウンミーティングで去年か一昨年4回か5回かけてた。どんなに参考にしてくれたのか疑問なんだよ。パフォーマンスでありガス抜きでありなんだというものでしかないじゃないか。基本的なものは皆さんができるんだろ。そんなの市民から言ってきたもの精査してそんなもの作ってたら大変なことになるじゃないか。言ってたじゃないか誰か。基本的なものを出してそれに対しての意見をもらうんだろ。手口がわかつてたんだよ。その手口がわかつてる人間にああでもないこうでもない言うから腹が立つんだよ。僕からしたら精査してないよ。道路問題で通りがいま2,500台くらいしか通ってない通りがさ、用地整理したら12,500台通ると出してるんだよ。おかしいよ。精査しろと言ったんだけど、そういう精査して答えが出てないよ。聞き流してる。タウンミーティングとはこういうもんか、今年何回やってるタウンミーティング。パブリックコメントなんて行政のひとつのテクニックじゃないか。

○みそら

それはまあどこでもそうだけどそういうものはできるだけ短期間でやらないといけないというのが我々の主張です。それでその地元同意という基本合意というものがありますよね。それでこれは1月中を目指していると。中身はよくわからないけども、前回の計画に比べて4番と5番が早くなつた。それと同時にごみ処理施設整備基本計画の7番、施設整備基本設計についてなんとか早くならないか

というのは1月に同意というのはどの程度のことを市が考えているのかわからないけれども、要するに向こうの自治会のことを考えれば、我々に照らし合わせて考えると建設の方向では認めるけれども色々な条件がこれから出しますよと。それがこの最終的な操業協定ということになるんだろうけども例えばそれは地域の共存共栄だとかそういうものが含まれてくるものだと思うんで、それはまあそちらのほうでやってもらうということで、最終合意ということでね。この基本合意の1番のなかでね、建設の方向で表現は別ですけど方向で色々な作業を例えればこの整備計画基本設計。PFI。これをなぜ早くできないか。ここが一番その要するに造成工事にかかる期間を後ろのほうに持っているだからこの事務的な見直しだ構想だ地域計画だ、5番はね地域計画はこれは急ぐ必要はない。もう要するに来年再来年にそこらへんに立てればいいわけだからね。すれば交付金が問題なだけであって別にいいんだけども。全体のこういう事務的な3番、4番あたり6番もそうですけど、期間をできるだけ短縮してその7、8、9番を前倒しする。それから生活環境調査についても煙突が決まらないからってじゃあ煙突が決まらない機種が決まらないと本当にできないのか。排ガスの量が決まらないといつたらいつ決まるんですか。

○みそら

ちょっと組織について聞きたいんですが、総会と評議会とありますがあちらのほうの組織としてどういう事を掴んでいるんですか。

○市

この間のエコーみそらに記載のとおりでよろしいかと思います。総会は総会でよろしいですよね。評議会というのはみそらでいうところの班長会。

○みそら

最終合意は総会で決まるのですよね。

○市

おそらくそうだと思います。吉岡区の判断。

○みそら

総会はいつ開催ですか。

○市

定例総会は1月。

○みそら

来年の1月に基本合意を得られるようなリーフレットの作成や建物イメージや周辺整備の図を用意する必要がありますという事ですがこれはいつごろ用意できるのですか。

○市

9月に用意します。

○みそら

総会にかける前に市はそういう用意をしているという事ですか。

○市

来月吉岡区のほうに提示します。おぼろげなパンフレットや数値が定まっていないようなパンフレットは最新施設だとこのようなデータになりますよというようなものをお示しする予定なのですがそれともそんなよそのものを持ってこられてもしようがないだろう。

○みそら

まずはおぼろげなパンフレットを出すのですね。

○市

まずは出します。

○みそら

もう少し具体的な確定したものを出すのはいつ頃か。

○市

それが4番と5番と6番。

○みそら

もうひとつ地元同意というものでお聞きしたいのはなぜ来年の9月に最終の設定をしたのですか。

○市

それはあくまでも相手方のスケジュールの問題だと思うので。

○みそら

例えばいま仰ったように、受け入れの総会が1月にありますよね。そうするとその最終合意は例え遅くとももう少し先の1月までにはできちゃうんじゃないですか。というかそれまでにしなきやいけない。またはその前に臨時総会でやってもらうとか。だからその最後の期限の決め方が便宜的に見えるんですよ。結局、基本合意が遅くとも来年の1月までにある程度の話し合いで決まりそうだということですよね。そのあと色々と具体的な案を作って提示してそれで検討してもらうわけでしょ。それで最終的な合意交渉をすると。それにどうして1年もの期間をかけなきやいけないのか。

○みそら

前回の市長さんの発言で、努力して1年でやりますという形で言ったんですよ。7月から9月からね、来年の10月の前の9月までと書いてあって、これ1年1ヶ月じゃないかということで、市長の言っていることと違うじゃないかと、市長の言っていることを理解しない形で出すなんておかしいだろと言ったのもあるんだけど、そしたら彼はすみませんと謝ったけどもね。7、8、9月とやっていくとどう考えたって8月から来年の9月までという形になる。14ヶ月になってるんですよ。市長は1年で短くすることを努力しますという形で前々回の市長が出席したときにそう言っていたんですよ。

○みそら

結局、この計画全体を見ると地元との最終合意の操業協定、この時点をもとにして、7、8、9番あたりが始まっているわけですよ。だからこの時期をまず前倒しするような交渉を考えない限り動かせないという判断。

○市

いえ。7、8、9番がスタートできる前提条件は、6番が終わってからでないとできないというところなんですよ。

○みそら

では2番目とは切り離して考えているんですね。

○市

地元合意ですか。

○みそら

はい。地元合意は具体的に操業協定で納得していただくためには、6番の計画まで至ってないと協定を結ぶ材料がないので。

○みそら

6番の出だしが早くていい訳ですよね。できない理由は。

○市

先ほど申し上げたとおり、順番に一般廃棄物処理基本計画でそれをもとに基本構想や循環型社会形成推進地域計画を作っていく。それと同時並行的にごみ処理施設の整備基本計画、これを進めていく。6番に着手するには、一般廃棄物処理基本計画の現状、最後の3ヶ月弱は原案ができてパブリックコメントなどの手続きを経て最終的に確定ということになりますので、原案ができた段階でごみ量についても原案ができますので、その段階でごみ処理施設整備基本計画に着手してしまおうということです。

○みそら

それはできますよね。最低限、ワンターンは早くできていいわけですよね。だってそのごみ量の予測にいろんな今までのデータがあるって、何ヶ月かかるか考えられない。有料化を議論したらそれは何年もかかりますよと。それが何年後かに検討するという程度の答えしか出てこないでしょというふうに言っている訳です。それを決めてからやろうとすればこの計画が成立しない訳ですから。我々が要求する5年なんていうのは絶対無理ですからほかの方策を考えますから今お願いしているのはどうやったら5年以内に実施できるかという事を考えて欲しいという事でお話している訳です。

○市

ごみ量の確定を3番の計画の中で、どこで確定できると考えているんですか。

○市

ごみ量は人口が分かれば分かるという単純なものではなく、ごみの分別からどういう施策をとって行くかによって全然違っていくのです。

○みそら

数式があるんでしょう。数式に従って入れて、そうすると大体出るんでしょう。大体どれくらいの範囲になると出るわけでしょう。

○市

いえ、数式に入れればすぐというものでは。

○みそら

有料化ですか。

○市

有料化もそうですけれども。

○みそら

有料化は今、置いておかないと無理なんです。

○市

有料化も一つですけれども。

○みそら

では、何でそういう努力をしてこなかったんだ。そんな事言うなら。

○市

有料化する中で8%とか10%ぐらいの違いだから、そこは当てはめれば方向性は見えますので。その有料化の検討自体が、先延ばしになってしまいう大きな要因ではない。だから、ごみ量の確定時期を3番の計画作りの中で、普通のスタイルではなくてごみ量の確定だけ先に確定させるという手法が採れるのか否かという所なんですよ。

○みそら

こればね、こちらの方から何でそういうことを言ってるのかというと、要するに5年でやってほしい。出来るだけそこに努力して欲しいと何べんも言っているわけですよ。それには、法的なという話もあるし、絶対やらないといけないこの6、7、8、9。ここを何とか前倒しできないのかということがね、一番のポイントなわけですよね。それプラス、環境アセスを本当に出来ないのか。煙突の高さが決まらないから出来ない。では過去の、今ちょっと見てみたけれども、クリーンセンターが出来るときには、その前にやっているわけですよ。クリーンセンターに合意すると

きに、平成元年に建設する合意。この前に、やっているわけですよ。環境アセスなんかは。煙突なんか決まってない。煙突の高さは今、100メートル。そんなもの全然決まってないけれども、環境アセスはやってたわけじゃないですか。だからそういうね、いい加減なことを言わないで、環境アセスを本当に前倒しが出来ないのか。何故それを考えないのか。

○市

国の交付金の関係でしょう。

○市

それもございますし、先ほど申し上げたとおりフィールド調査は手前ですることは可能です。ただ、拡散予測などは機種が決定してからでないと予測が出来ない。

○みそら

そうすると、フィールド調査はやっていいわけですよね。何か最後、実施する意味がないと書いてありますけれども、この文書の最後に。

○市

ただ空いてしまうだけの話になってしまう。

○みそら

だから機種選定を早くやればいいということですよ。フィールド調査は出来るのだから、やってくださいよ。それでそれが終わる頃までに、機種選定の大体の準備をしておいて、全体的にどんどん話を進めて、詰まるようにしていきましょうという話をしているんです。

○市

それともう一点ですね、国の交付金をいただいて進めていく。それには最低でも、5番。これがですね、策定期間が棒線で一年と引っ張ってありますけれども、実際には12月が国の計画受付の締め切りなんです。それまでに何とか国とやり取りをして。

○みそら

12月が本当に締め切りね。

○市

はい。

○市

12月6日ぐらいなのか。

○市

12月です。

○市

期間が開いている理由は、県を通じて環境省に提出することになりますけれども、環境省としても承認するかどうかの審査の期間を要しますので、提出時期がどうなるのかについては、環境省と綿密に打合せをしておく必要があります。変わる可能性もあります。

○みそら

他の例で行くと、そういう時間をかけてないところもあるけどね。下関だとかは早い。12月というのは間違いないのね。

○市

間違いないです。

○みそら

それじゃあ、それはいい。そういうことをね、それじゃ、この時点でやる必要があるのかといったら、この交付金をもらうのは、何年を予定しているの。この計画では。

○市

29年度です。

○みそら

29年度にもらうのね。

○市

はい。

○みそら

29年度にもらって、事業は何年度からやるってことにしてるの。

○市

29年度からです。

○みそら

29年度から交付金を使うことにしてるわけね。

○市

はい。想定としてはそういうふうに。

○みそら

その交付金の中身というのは、これで行くとどれにあたるわけ。交付金を使う項目は。

○市

例えば7番ですね。

○みそら

7番。

○市

はい。



○みそら

基本設計をするときにも使えるのか。

○市

計画支援業務で使えます。

○みそら

計画支援業務ね。

○市

7番、10番。それから13番、14番。

○みそら

13番はいいや。

○市

それから16番。

○みそら

それじゃ、29年度に今の7番から以下のやつにお金を使う。

○市

はい。

○みそら

そういう意味で言ってるのね。

○市

はい。そうです。

○みそら

それは29年度に一括して交付されるの。その後、分けて交付されるのですか。

○市

分けてです。

○みそら

分けてね。29年度から始まるわけね。

○市

はい。年度ごとに交付される。

○市

一連の計画として承認されて、各单年度ごとに交付金がいただける。

○みそら

この年度にはどういうことをやりますという申請を出すわけですね。出して、それに対して交付金が。総額というのは決まっているんですか。29年度申請するときに、全体の額というのは決まっているんですか。

○市

上限ということですか。

○みそら

上限です。

○市

上限というのは特に定められておりません。

○市

これは国の財政事情によります。国の交付金ですので、国の予算が…

○みそら

もちろんそうでしょうけれども、通常は大体幾らぐらいの上限というのが今までの経験則からありますよね。それで幾らでも出していい訳ではないのですよね。

○市

はい。当然、例えば施設で言いますと、対象になるものとならないものがあります。

○みそら

例えば施設に100億円かかるとすると、そのうちの何パーセントという比率は決まっているんですか。

○市

対象となるものの3分の1です。

○みそら

または2分の1だよね。

○市

それは補助金時代はそうでした。

○市

熱回収率であるとか。

○みそら

高性能なやつは2分の1だよね。

○市

そうですね。ごみ発電。

○市

高効率ごみ発電。

○みそら

ごみ発電が効率の高いものは、交付金が2分の1だよね。だけどその基本設計とか、ごみ処理施設整備基本設計なんていふのにも交付金が充てられるんだ。施設だけではなくて。

○市

はい。

○みそら

そのために、この地域計画を作る。その地域計画は、もう一度聞くけれども、中身は何。いろいろな事を進められないといっている中で、ごみの量だとか人口がどうのこうのとか言っているけれども、この地域計画の中身は何が必要なのか。どんなものが必要なのか。

○市

ポイントは2つ。ごみ量と施設規模です。このごみ量を処理したいので、この施設を作りたい。従って、この額の交付金をいただきたい。

○みそら

だからそれは別に物の値段が決まっているわけではないでしょう。メーカーと交渉もしない段階でね、何をどれぐらいの規模で幾らのものを作るって、どうやって決めるの。

○市

それは概算です。

○みそら

概算でいいの。

○市

はい。

○みそら

だから概算だよ。地域計画の中身は。交付金は。

○市

はい。

○みそら

概算といったって、あれでしょう。決まっているわけではなくて、あくまで予測に過ぎないよね。

○市

そうです。

○みそら

そうでしょう。だからそれを出したからといって、それは四街道市の間違えた形だと、明確に向こうは言えないわけでしょう。一つでもそういう目標数値を作つて出したら。

○市

概算で計画は出しますけれども、交付申請自体、要するにお金を下さいという作業は、先ほど申し上げたとおり毎年していくわけです。そのときには、要するに例えば、29年度に何々をやりますというのを前年度に出すわけです。

○みそら

私が聞いているのはそういうことではなくて、交付金申請をするとき概算だって言ったでしょう。概算と。

○市

はい。5番のときは概算です。

○みそら

だから要するに、確定した数字ではないわけでしょう。概算というのは。

○みそら

環境省のを読むと、市町村は地域計画を作成すると。その中で交付金制度は施設整備に関する事業に財政支援を行うものであり、個々の事業について概算事業額などが算出されている必要があるが、機種や用地については必ずしも確定している必要はない。機種は確定している必要はない。君はさつきどう言った。

○市

ごみ量や施設規模。従って、このごみを処理するための施設を作らせていただきたいということでお願いすると申し上げました。

○みそら

こういうものを作るという具体的なものではないわけね。どういう規模のものを、要するに機種を選定する必要はないわけだよね。

○市

はい。我々の今、出した計画でも機種選定は後です。

○みそら

ああそうだな。だから、こういったものはどんどん早めてもいいわけだという話をしているわけ。6番、7番。早められるのではないかという話をしているわけ。それから先ほども言ったけれども、環境アセスメントを含めてね。そういうことで短縮できるでしょう。それから、あと一つ言っておかなければいけないのは、解体費用も交付金の対象だからね。

○みそら

入ってないですね。解体費用が。

○みそら

解体が全然書かれていないけれども、計画の中に。

○みそら

書かれてないの。

○市

解体費用は、例えば現在、用地内に施設があるとしますね。その用地内に建っている施設を解体して、同じ場所に建て直す場合には解体費用は対象ということになります。

○みそら

それじゃあ、今回は対象にならないの。

○市

ならないです。

○みそら

それは本当にそうなの。

○市

現状、そうです。どこもこれで悩んでます。

○みそら

それじゃあね、例えばの話だけれども、クリーンセンターを建替えるときには、今あるやつの横に立てるわけだよな。運動場になっているところ。そういうふうな計画だよな。その場合は出ないのか。

○みそら

今のところに建てるときは出るけれども、吉岡に建てるときは出ないということか。

○市

そうです。そのとおりです。

○みそら

同じ場所に建てなければならないということはないよな。それじゃあ、敷地内という話か。

○市

そこまではちょっと正確に調べておりません。

○みそら

他のところの建替工事が終わっている所は一つ調べてあるけれども。それはいいや。でも交付金があるでしょう。それは申請してもらわなければ困る。それだけは一言言っておく。そういうことでね。

○みそら

いいですか。施設整備基本計画というのがありますよね。これ、1年かかっているんですよね。それと機種選定委員会による機種選定にもう1年かかる。それから発注方式というのにも1年かかっているんですが、こういうのは同時に出来るのではありませんか。当然、機種を決めなければ、その後の発注方式も待っていますし。どういう施設を作るのかというのは、その前に出てくるのではないかと思うのですが。それぞれ1年ずつかかるって、合計3年かかるといふんですが。こういうのは1年でまとまるのではありませんか。

○市

この辺につきましては、特に7番のところでございますけれども、全国都市清掃会議というところに意見を求めて、この前もちょっとお話しましたけれども、そこのご意見を基に過去の経験値から最低でも2年ぐらいかかると。

○みそら

何に2年かかるの。どこからどこ。

○市

7番全体でです。

○みそら

7番全体で。

○市

はい。

○みそら

2年かかる。

○市

はい。

○みそら

するとその、環境アセスメントというのは施設が決まらないと、とにかく出来ないということですね。2年もかかるということですね。

○市

機種が決定されないと、ガス量、ガス濃度が決まらないので、拡散計算が出来ないということです。

○みそら

どういうガスが拡散するかということを予測するということですね。

○市

そうです。どの位のガス量で、どの位の濃度のものが、どういった形で拡散していくのかを趣味レーションすることになるんですね。その時に、機種が決まらないと、ガス量、ガス濃度が決まりませんので、拡散の予測が出来ないということです。

○みそら

その機種を決めるために2年はかかるということですね。

○市

この今日、お配りしたものでは、1年ということでお出ししているのですが。

○みそら

機種が決まらないと言ったら、今のクリーンセンターはどうだったのかという気がするけれどもね。排出基準なんていうのはもう環境省が基準を定めて、各メーカーはそれをかなり上回る、ゼロが余計に並ぶ環境基準を達成しているわけでしょう。環境基準に対して。ほぼ横並びじゃない。それはものによるよ。メーカーにも。プランを作ったり、もっと安いのを作ったりといいうのはあるよ。だけどそういうようなものは、良いものに越したことはないに決まっているだけれども。だからそれは、大体出るんじゃないの。もしそういうふうにいんだつたらね。機種が決まってないとか、煙突の高さとか。煙突の高さなんていつ決まるのかといったら、中々決まらないだろうけれども、過去には決まらない中で環境アセスを終わらしているわけですよ。ここら辺がね、理由ばっかり考えているんだな。

○みそら

出来ない理由ばっかり考えている。

### ○みそら

何とか、出来ない、出来ないというのをね。それから前のスケジュールの解説なんか見ると、みんなそのごみ処理施設基本構想に1年かかります。コンサルタントが1年と言つてますと。そういう全都清がね、アドバイスしてくれるのは良いかもしないけれども。そういう発想ではなくて、何とか縮められないかという話をしている。例えばさつきから生活環境影響調査が何で早めたほうが良いかというと、それはやはり期間短縮。これを5年にするには、これを前に持ってこないといけないんですよ。それにするには、1つ言つておきたいのは、1月同意というのはどういうものかはっきりしないけれども、そういうものをやっても良いですよという了解を取り付けないといけないんですよ。今、出されている計画では、5番が決まらないと6番が出来ない。6番が決まらないと7番が出来ないと。こういうふうな計画なんです。そうじゃなくて、いかに短縮で来るかという発想から、これは仕方ない。それはあるかもしれない。そういうプランを1回考えたらどうなんですか。言い訳ばっかりここで聞いてもね、またこちらで調べて、おかしいんじゃないのと。そういう話を今ずっとしている。過去にはどうしていたのか。それについては何も答えられない。62年に環境アセスをやっているみたいだけれども、それじゃ今回どうしてそうなのか。だからいい訳じゃないんだよ。言い訳を聞きたいんじゃない。こういう計画をいかに縮めるかというところを聞きたいんだよ。言い訳を聞いてない。

### ○みそら

今、言ったように同意は1月にぜひもらってほしい。そのために何をするのか。今のところパンフレット。本当にそれだけでいいのか。18、19年あたりには施設見学したりしますよね。皆が訪問して区長さんにいいかどうか聞いてみよう、丁寧にご説明しますと。それともタウンミーティングをやるとかね。そういう努力をするとか、何も出てこない。パンフレットを欲しいと言われたから作ると。この程度しかアイディアがない。それと言い訳ばっかり。そんな話してたって期間短縮にはならないんだよ。我々が何で5年と言っているのか。この5年というのは住民の人が納得できるかつていうのは裏付けがないとできないんですよ。今のところ5年という話をしてるけど。それは実際にかかる物理的な期間というのはあります。造成、それから建設、そういう期間はあるからそういうことで5年が妥当だろうということで、本当は5年以内の計画を出してほしいよ。そのためにはどうするか。1番は同意でしょ。同意を得るにはどれだけの努力をするのか。それを先ほどから聞いてると出てこない。過去には一生懸命やってるのに。過去には20年か21年で出した計画では6年でやると言ってる。それは同意もしてもらってないでの話。それが今、8年。ちょっと短くなったけど、それでは皆が本当に今年の3月31日に停止しないという認識がかなり希薄だと。今の状況認識がかなり希薄だとしか思えない。どのように努力して5年にするか。そう考えてもう一回作り直したらどう。コンサルタントに注文して、できるかどうか。全都清のアドバイスも入れてくれればいいじゃない。

### ○みそら

VFMをやるときは、ある程度は調査したんだよね。VFMやってるんでしょ。今はやってないのか。

○市

今はやってないです。

○みそら

PFIについてもある程度検討したことはあるのか。

○市

はい。

○みそら

それについては、あまり進めないと。諮問委員会かなにかがそういう結論を出してたよね。どういう検討をしてどういう結果になったかっていうのはわからないの。そういうことを検討したということは頭にあるならば、そういうものを頭に入れてくる必要があるんじゃないの。そしてこういうようなものは、ある程度そういうジャッジをしたならばトップがこれはというものをついたらこの報告書の作り方っていうのはそれなりの作り方をするんだよ。必死になってやろうとすればいろいろと今度計算しなけりやならんから、ある程度計算したらメリットが多いな、あるいは不安材料が多いなとかいうのがある程度のかたちで諮問してますよ。PFIについては。これでやったのか一般廃棄物基本計画でやったのかわからないよ。だけど、そういうのは検討してるはずなんだよ。VFMについてどうだというものは。それを知らないからそういう期間が出てくるんだろ。本気にやるならこのくらいかかるかもしれないよ。メリットあるかどうかという打診は前にやったんだろ。誰も聞いたことはないの？そういう資料見たことはないの？いつか知らないけど、ある程度諮問で、VFMについては可能性はある、PFIについて当市としてはメリットは感じないとが出たと答申が出たのに何もそういう資料は見たことないのか。

○市

見たことはございません。

○みそら

では一般廃棄物処理基本計画は見たことないのか。

○市

それは見ております。

○みそら

それはなかった。そこには書いてございませんが。

○みそら

部長、あなたはみたことないの。

○みそら

あるのは決まってるの。ただ勉強してないだけ。そんなことも勉強しないでこんなものを出すっていうのが、コンサルが作ったからって、はいそうですかって出すぐらいの計画であって。

○みそら

そういうものがある程度はここに書いてあるなら頭に入ってなきやいかんじやないか。

○みそら

その文書ではかなりVFMもない。つまりPFIはごみ処理施設建設には向かない。検討したければやればいいんだけれど、これはいつでもできるでしょって。おかげさに御託並べて理由かいてあるけど、PFIどうのだと、やるためにはどうだこうだと書いてあるけれども、過去にはやってるし。

○みそら

過去に言ったものに対してこんなに時間かかるのか。意味あるのか。市長も見てないんじやないかそしたら。

○みそら

市長が知るのは担当部課から上がってこなければ。

○みそら

そんなんじやいくら議論したってできっこないじやない。

○みそら

そりやあそうだ。

○みそら

短縮しろって何回いっても出来るわけないじゃない。

○みそら

5年の計画をね。

○みそら

そんなこと言っていたら今の状態にはなっていない。やれやれといつても、何回も言ってるじやないかこんなこと。

○みそら

でないときにはこっちも考えないといけないよね。

○みそら

課長ちょっと聞きたいんだけどね、来年の1月なんだよね、吉岡区の総会が。今それに向けてそれなりにやっていると思うんだけど、その前に9月にも区長が変わるよね。区長が変わるわけなんだけど、吉岡区に対する働きかけというのはそれだけしかやっていないわけ。私が言いたいのは来年の1月は総会をやって同意を得られる形で進めていかなければいけないんだから一番大事なのは、いまから12月までにどのように働きかけるのかということが大事なわけ、その間にいろんな形でコネクションを持って区長なんかにどういう形でうちのほうは働きかけたいんだけどという形で内々に1月にむけての事前工作をやってないと。

○市

この場ではあまりお話はできませんけれども、水面下でのお話もそれなりに進めておりますし、区長さんにつきましても、前期後期で変わっていることも当然知っておりますから、前期後期両方の区長さんとお話をさせていただいております。

○みそら

それでね、感触としては来年の1月に同意を得られる方向で行っているのか。

○市

同意を得たいという方向で努力をしています。

○みそら

だからね、感触はどうかと聞いているの。

○市

ただ感触はですね。何と言いますか、結局は総会で決めていくわけじゃないですか。そうすると今申し上げられるのは少なくとも区長さんは市の考えに対しては反対していない。ということしか今のところは申し上げられません。それ以外のところについても当然努力はしていますし、これからもさらに努力していきます。

○みそら

働きかけといつても区長一人だけでは駄目だから。

○みそら

新と旧の区長さん。

○みそら

そう。9月に変わるわけ。

○みそら

新区長さんも含めて、同意していただく。今、区長さんにというのは新区長さんにもということ。

○市

もちろん先ほど申し上げた通り、9月に区長さん、ただ一年に2人の区長さん、話すことになるんですけれども、その両区長さんとお話をしています。

○みそら

この前、場合によっては臨時総会があつてもっと早くなるかもしれないって、そういうことも一応話はされているんですか。

○市

話題には出ているのですけれども、おそらく臨時総会というところにはいかないのではないかと思います。農作業が終わると一段落いたしますから。1月の定時総会に向けての心構えというのが常のような地域色ですから。

○みそら

私はそこが大事だと思っているの、確かに日中は農家だから仕事がいっぱい溜まっているけど、夜は空いているわけですよ。その中にどういう風に働きかけていくかということは私は大事だと思うんですよ。私は千葉市に友人がいるんですけども、千葉市に葬祭場を作ったんだけれども、毎晩のように地元の人たちと接触をもって大変な思いでやったと聞きますよ。だからそういう気持ちがないと、相手に気持ちがね、なかなかあなた方の熱意というものが通じないと私は思いますよ。相手の聞いてることをさ、それだけばっか聞いてると、それだけじゃあ熱意は伝わらないと思うよ。

○市

その地域地域の特殊性等を加味しながら、先ほど課長が水面下ということを言いましたが、水面下で画策はしておりますので、その内容については交渉ですから申し上げられなくて申し訳ないんですけども。なにもしていないわけではなくて、かえってその地域色をとらえながら一番良かれと思う動き方をさせていただきます。

○みそら

一番大事なのは来年の1月の総会の同意というところの、そこまでのプロセスが一番大事なので、十分その辺を考えて。

○市

区長さんがイニシアチブをとって、区をリードしているというようなそういう地域ではないというのが、まず大前提にありますし、役員さんの御意向が強い地域なんですよ。そうしますと、わたくしも行政は代表である区長さんにお話会いをするのが筋なんですけれども、水面下と申し上げたのは、いろいろなご意見をもつてい方に個別接取をしたりというようなことが大事な要素となっていますので。

○みそら

評議員の方のそういう説得はどうなっているんですか。

○市

それは内緒です。水面下という言葉で察してください。

○みそら

いやもうそこは我々がどうのこうの言うところではないですよ。言わないことがいいことですよ、どうなっているかどうかは、聞いたところでどうしようもない。

○みそら

だからって、まるっきりそのことについて触れないってわけにはいかない。やっぱりきっちとそういう形をね、もなくやれますかっていうのは我々が一番関心があることだから、初めのうちがうまくいかないのであれば、我々だってもっとあれでしょ、態度を硬化しますよ。

○みそら

具体的に今の話がどういうふうにやっているか懸念するので質問するんですけども、リーフレットだかパンフレットか出すといっているんですけども本田部長が18年に吉岡のみなさんにとって出したこの資料についてのいろいろなものがあるんですけども、これに書いているもの以上のプラスアルファは考えているんですよね。

○市

今回のリーフレットはどちらかと言えばイメージ的なもので先ほど申し上げましたけれども他市の状況のこういった排ガスの数値などを掲載したものでございます。

○みそら

これの簡単なものがこういうこと。

○市

それはページ数が8ページ。

○みそら

8ページだよ。

○市

それは地域振興策なども含めて作られていてですね。

○みそら

融和施設ですね。これについては、余熱の利用、プール、廃品利用の工房ということで住民を採用します。こういうことだ。これ以上のプラスのものは考えているんですか。

○市

今回、二段階的にやろうという考えです。

○みそら

まずこういう作業からやろうということは。

○市

まずは、公害的なものがどういう状況で現在のごみ処理施設とはどういうものかということをイメージでまずみなさんにご理解いただいた方が、細かい具体的な話よりも、こういった施設なんだとということをお分かりいただくことがまず大事かなと。

○みそら

まあね。程度からいうと1月どうのこうの言うのは難しいという懸念があるんですよ。

○市

先ほど課長も申し上げましたけれども、第一弾、第二弾、それから今後区長さんとも相談させていただきましてみんなの理解を得るように。

○みそら

市長がここに来て共存共栄策という、向こうにどのようなものをするかということをある程度出さないと、これはこういう施設を造るというひとつの必要条件ですよと、プールを造るとかいうのは、

必ず造りなさいと、共存共栄策ではないんですよ。そういうようなものなしにお願いしますと言っても難しいかなと、そういう懸念があります。

○みそら

先ほどから言ってるように、できないできないという発想じゃなくて、どうしたら縮められるか。我々はそういう方向でやってますので、5年というのを、べらぼうな要求をしてるわけじゃない。8年も経過してる中での再度延長という話をしているわけで、容認できるのは、これもわからないですよ、住民の人は明日からでもとめてほしいと言うかもわからない。これはかなり住民の方に説得したかたちじやないと5年というのは認めてもらえないと思ってるんですよ。今まで8年というのがあって、さらに5年なんだから。それが8年というのはもうあり得ない。今、少し短くなつたけどね。あり得ないです。こういう数字は。だから努力して、手法はもう決まってるわけなんですよ。コンサルタントに頼む。それを5年で作れと。それが妥当かどうかというのは全都清に聞けばいいじゃないか。みなさん経験がないんだから。ただ発想がまず違ってるということを言っておきたい。まずそれを作りなさい。そういう方法でね。それから来年1月の総会での同意というのはどういうかたちかわからないけど、いろんなことを先にやらせてくださいと建設の同意とか。議会等にはこれから真摯に対応していくと、そういうかたちでいけば7番とか6番とか7、8、9それこそ用地造成計画はかなり早められるとと思うんです。機種が決まればどちら辺に建つて環境に悪影響を与えないかっていうのが、そういうのは全部調べればいいわけで、どんどん早められるはずなんです。全体を縮めればね。そうすると5年に近くなると。ただそういうことをやらせてくださいという同意を得るっていうのがすごい大事だっていうこと。1月もし同意が得られなかつたらどういうふうにする予定なんですか。例えば9月に同意って書いてあるけど、総会は1月しかないんですか。なんでこの9月なのかわからないけど。1月にもし駄目だったら、9月までにまた何かやるということなのか。全然見えないよ。

○市

想定としては操業協定を了解してもらう時に臨時総会でOKしていただくとならざるを得ない。そういう気持ちです。

○みそら

それは最終合意の話ですか。

○市

はい。

○みそら

最終合意の話じゃなくて、基本合意が来年の9月になってるでしょ。これはなんでかって話をして

いるの。1月に合意が得られなかつたら総会としてはまた1年先になるんですか。それが何で9月がここに入っているのか。

○市

基本合意と最終合意を重複させて点線にしようと思っていたんです。

○みそら

この前までの計画では9月に同意を得るということになつてたんですよね。それは今度は延びて、それはそうだと思う。我々だつこういうものを建てる、見返りじゃないけど、それのお詫びということ、それ建ててもらうのを決定するのに簡単にはいかないよ。自治会としてはそれはわかりますよ。我々のいわんとすることは、1月の同意というのはすごい大切だと。それがこの全体の期間を短縮するキーポイントだよ。このキーポイントの中でいろんなことをやらせてくださいというのもひとつの大きなポイントですよ。環境アセスにしろ何にしろ。前倒ししていきますと。基本設計にしたって何にしたって。設計しないことにはいろんなデータも出てこないものもあるわけだから。だからコンサルタントを決定しろと言つたんだよね。そういう発想でいかないと短くはならないんで、1月の同意っていうのはすごい重要なんだよ。そのためには一生懸命やりなさいっていうのは何度も繰り返し言つてゐるわけですね。それができなかつたらどうするのか。我々も決断しなきやいけない。1月に合意ができなかつたら確実に延びることはわかつてゐるんだから。これによると9月までになつてゐるけど、9月の理由がわからないし、臨時総会しかないかたちで。1月に合意が得られなくつて9月に合意が得られる保証はあるんですか。1月が駄目な場合ですよ。9月に同意が得られるっていう保証が出てくるのかよく理解できないんだけど。

○市

1月に基本同意を得る準備が整うのかという懸念が若干あります。そうすると次のスパンの3月までに臨時総会を設けていただきたい、基本合意をしていただきたいなど。1年目の3月までのところのいずれか、2月、3月のうちに準備を整えたいと。個人的には基本合意というのは今年度の3月までしか延ばせないのでないかなと。それでも準備が間に合わないというならばその点線で次のスパンまで行くのかというところです。最終合意に関しては6番の基本計画と同レベルで線を引いて基本計画づくりの中で操業協定を決めて最終合意に至ることで6番の線と最終合意の線は一致させるというのが私の個人的な思いなんですけれども。

○みそら

1月に準備ができなくて3月についてるのは理解はしないけれども、それが失敗したら9月なんていうことはまずは難しいよ。こじれたら。

○市

そこまでいってしまったら難しいと思います。

○みそら

3月に失敗したら9月なんていうことはそれは無理ですよ。いかに1月が大事かっていうことですよ。準備が整わないからって、そんなこと言ってるあれじやないと思うんだけどね。

○市

今、吉岡の前後期の区長さんと一緒に話を進めさせていただいてますから、この一緒に話を進めさせていただいている中で基本的な合意というものをいただいておかないと引き継げないと思うんですね。

○みそら

やり方はそちらのやり方でいいと思うんだけど、地元密着で農家の人はゆっくりしてるとかはわからないではないけれども、トップの区長さんだけでもやっても、評議委員はいいと思いますけど、90人なんだから、その人たちに飛び込んでいかないと駄目でしょ。区長さんだけと話してるとなんか勝手にやってるよっていうイメージになってしまう。働きかけのやり方を工夫しないと1月合意っていうのは難しいし、それが合意が取れなかったら次はどうなるかわからないですよ。9月って切ってあるけど、意味のない9月なんですけれども。

○みそら

工夫をしないと駄目ですよ。全序挙げてという取組を早くしないといけないと思います。

○みそら

このことは決定的に大切な話ですから、とにかく出来るだけ早く話をまとめていただきたいと。全身全霊で取り組んでいただきたいとお願いいたします。

○みそら

他、何か。どうですか。

○みそら

会長、何か発言してください。

○みそら

今、皆さんがあなたが言ったとおりでいいんじゃないですか。だけど今回持つてこられたのはほぼ5年の計画を持つてこられたわけで、これでいいんじゃないかな。この計画書はほぼ5年に近い形。これはほぼ5年の計画書。

○みそら

前倒しすれば5年になる。

○みそら

これは簡単に出来ますから。直せば。非常に私は前回よりは。ただ一点だけあえて確認したいのは、前回と大きく違うのは、3、4、5が前倒しされている。これは市長の確認は取っているのですか。その点だけ確認したい。

○市

3、4、5でございますね。もちろん、この資料は。

○みそら

要は合意を得た後でないとこれらの策定作業には着手しない。こういう文章だったよね。これだけは変えてくださいと言いました。これは変えてこられたわけですね。

○市

変えました。

○みそら

市長がここへきて共存共栄策をどういうふうに、向こうのほうへどういうふうに共存共栄策ということをやるかということを伝えるないと。必要条件ですよ。プールなんていうのは。

○みそら

市長の確認をとってね。それさえ分かればいいのではないでしょうか。

○みそら

では5年の計画を早急に作ってね。

○みそら

5年にするためにはいいですか。さきほどから言っているように7番、これを全体を前にして。簡単にできますか

らできない理由、それと13番の造成計画。ここに書いてある内容は1月の総会で同意を得るという前提ですけど、ここからスタートすればここに書いてあるものがすべてできるわけですから。先ほどからみなさん議論されている8番、9番、5番を計画されていますけれども、当然、7番を前にすれば生活環境影響調査も前になる。最後の15番、16番も、前回3年という計画は2年半ができると言いましたよね。これは変わってはいないけれど。これは2年半にはできないのですか。

○市

実は第5回交渉会のときに湖周行政一部事務組合に視察させていただいたことを報告しましたが、そこでお話を聞いたところ、そのプラントメーカーは建設するのに28ヶ月でできるということで、2年4ヶ月というお話を当初契約をしたということだったのです。ところが、やってみたらその工期でできませんでしたとのことで、32ヶ月に建設期間を延ばしてくれという事で。

○みそら

日本にそのメーカーがあるの。そこを教えて。

○みそら

いいですから。2年半でできるのですよ。

○市

結局できると言っていたにもかかわらず、やらせてみるとですね。

○みそら

そういうメーカーは日本にはありません。

○みそら

それはどこの話だ。

○みそら

池田さん、そういうメーカーは日本にはないから。

○市

実際にそうなっておりました。現地では。

○みそら

そういうメーカーは契約違反だから違約料も払うでしょう。

○市

違約料の話はわれわれそこでは伺わなかったので。

○みそら

そういう詰めはいくらでも簡単にできるのだから。従って5年半前後。今回8年となっているので7年とか。これから検討してもらうのは前回は3、4、5を早める。これに関しては市から回答を得た訳ですから。これから検討してもらうのは7番です。これを論理的にわれわれに説明できるように。いつからスタートするのか。私が理解できるような説明を次回はしてください。スタートがなぜこの時点でなければ絶対にいけないのか。スタート時点が決まればどの期間も簡単に短縮できる。7番がポイントです。7番だけのスタートポイントを私が理解ができる説明をしてください。後の同意云々は問題はいろいろあって、市がどうされているか把握はできませんが。前から言っているようにこの問題はみそらにとって最大の問題なのですが、吉岡の人にとって最大の問題なのでね。ですから、それはわれわれのこともある程度考えながらやってもらえばと思います。従ってそういう意味で吉岡の人たちのために、われわれの5年にするためだけの話じゃない、その説明をしてそれを理解していただいて、市長もそうしてくれたと、そういう三者の理解が必要だと。すべてが。そういう時点で考えるとあと残りを吉岡の方の期間に関しては可能な限り、市が努力し吉岡の人とさきほど事務局長が言ったようにともかく住民に理解を本田部長もそれに携わっていると思いますので、それ以上にわれわれが望んでいることを、その気持ちさえ、本田部長以下の担当職員が一丸になっていただければ、それは1月の同意は可能だと思います。だから、そういうふうになれば7番、15番、16番を縮めることに関しては吉岡の人も反対されるわけではないし。住民側が反対する理由がないものを、市が最大限努力すればいい。われわれが理解できないようなものは引っ張らない。引っ張る以上は内容に関しては、次回私が理解できるような説明をしていただきたい。始めをなぜここにしなければならないのか、それを理解できる説明を、そこが次回のときにスタート点が分かれればと思います。

○みそら

では次にいつ計画を出せるかをそれを教えてもらってね。それで進めていきたいと思います。いいですね。

○市

はい。

○みそら

交付金の申請は12月までにやるんだね。

○市

正確に申し上げますとやはり審査の時期に、どのくらいの量の申請があるのかによって締めの時期が変わってきてしまう可能性がありますので。

○みそら

それ、本当にそうか。調べたところじゃ、そんなことは書いてないよ。

○市

ただ、あくまで締めというのは内部の環境省の事務処理上の都合というものがございますので、その辺含めて。

○みそら

それは正式な文章を出すのでは。そういうことが決まっているのというのであればね。自分が調べた中ではそういったことは書かれてなくていつ出してもいいようなことを地域計画の出し方が書いてあるQ&A方式にみたことがある。

○市

はい。いつ出してもいいですね。

○みそら

いつ出してもいいようになっているよね。

○市

申し訳ないのですけれど、改めて調査させていただいて、正確な知識に基づいて議論させていただきたいと思いますので。

○みそら

議論の必要はないんだよ。間に合うように出してもらいたいんだよ。

○市

はい。分かりました。その辺については調査させていただきます。

○みそら

間に合うようにな。今年の12月だね。

○市

正式には来年です。

○みそら

地域計画の策定を考えているいつ提出すればいいのか、内示を受ける前に提出する必要があるのかというようなことを聞いたことがあるのか。自治体とかに。

○市

はい。

○みそら

そしたら、地域計画の提出時期の定めがないので、隨時提出してもよいと書いてあるんだよ。

○みそら

あなたの言っていることは違うことだから、そういうことを提出しなさいよ。言葉だけじゃだめだから。あなたを信用してないわけじゃないけど。環境省はそういうあなたが言っていることを環境省は書いているわけでしょ。そういうものをこちらに提出しなさいよ。

○市

はい。分かりました。

○みそら

文章で提出ね。こちらで調べたものと違う。

○みそら

それからさつき、事務局長が言ったように今の取り壊しの時の、あれは対象じゃないと言いましたよね。口頭で対象じゃないって言ったけれども、環境省の通達とか文章で一緒に出してくれる。口頭じゃなにも後には残らないから。言った言わないのかたちになるから。

○市

通達という形ではないので、分かる資料ということでよろしいですか。

○みそら

絶対そのようなこと書いてあるに決まっているじゃない。同じ敷地の中にとか、今あるものを解体してその上に

建てるときとか、さっき最初にそう言ったけれども、他のところでは同じ敷地の中に、広い敷地の中で、敷地というものは誰が決めるかはよく分からぬけれども、本当にそういうことが書いてあるのか。

○みそら

ちゃんと文章で提出してくださいよ。

○市

分かりました。

○みそら

言葉じゃ本当にさ。

○市

セミナーの場ではそういう質問が度々出ておりまして、それに対する回答は講師の方から聞いておりますので。

○みそら

そういうことは環境省の交付金担当に聞け。

○市

根拠の対象となる書類をご提示します。

○みそら

他の人から聞いてそれに対しての回答じゃなくて、直接環境省にそういう文章を照会しなさいよ。

○みそら

人からのものは当てにならないから。

○みそら

そういうものは正確に調べなければいけないよ。

○市

分かりました。

○みそら

では、次回またそういう方向で設定しますから。まず計画を出してもらって。9月末までに評価しない事には前に進まない。いいですかね。

○市

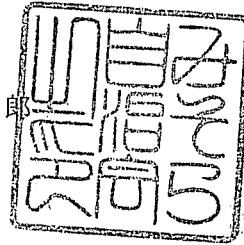
はい。

○みそら

これで終わりにします。

議事録確認者

みそら自治会事務局長 日 和 一



四街道市環境経済部長 本 田 耕 資

